## 都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

分類	意見の要旨	件数	都市計画決定権者の見解
反対	『ヨコハマポートサイド地区地区計画の都市計画案について』 6 団体は、ヨコハマポートサイド地区内の約1,500世帯で、本地区計画変更繁の主体となるギャラリーロードの沿道に生活している住民団体で、素素に対する公述及び28年7月に本団体代表者個人名で提出した地区計画変更原案に対する反対表明に続き、地区計画は変更不要であり同変更案に反対である。 公共施設等の整備の方針の「コミュニティー道路に関わる部分」の変更に反対である。 平成2年に定められた本地区計画に、ギャラリーロードはコミュニティー道路と位置付けられ、市が定義するように通過交通を抑制し、歩行者優先道路として歩行者の通行の安全を確保するもので、自動車の速度を低減させるため、車道部分をジグザグにしたり、歩道幅員を広くしたり変化をつけたりする工夫がなされている道路のことである。変更案の「コミュニティーの確成に資する道路」は、一見するとコミュニティー道路と変わらない意味あいに思われるが、似て非なる文言がなぜ必要なのか疑問である。 の定義に基づいたコミュニティー道路の整備を求めており地区計画の変更は不要であり、この部分の変更業には反対である。 『都市計画道路栄千若線の整備形態について』 行き止まり道路に等しい現ギャラリーロードが、新たに都市計画決定されようとしている都市計画道路栄千若線の整備形態について』 行き止まり道路に等しい現ギャラリーロードが、新たに都市計画決定されようとしている都市計画道路栄千若線の整備形態について』 の変実には反対である。 北東東等の車両による「地域環境の悪化」が沿道住民に及ぼすことを強く懸念している。 ・ギャラリーロードについて、コミュニティー道路の考え方に基づく整備手法などの例をあげる。  東道の一部を狭くするなどの狭さく部、または屈曲させる。  交流は関りを10センチ程度接縁やかに高くする(ハンプ)。  速度抑制(例えば30キロ)・横断歩道増設を行う。  理度抑制(例えば30キロ)・横断歩道増設を行う方針に変わりはない。」との書面回答を得ている。	1件	日コハマポートサイド地区は、3・1・7号※本町線等の都市基整施設の整備とあわせて、都市型住宅、業務、商業、サービス及び文化機能の導入などにより、横浜駅東口に連なる新しい都心市街地の形成を図るため、「ヨコハマボートサイド地区两開発地区計画」(平成16年8月に「ヨコハマポートサイド地区地区計画」(以下、「本地区計画」という。)に名称を変更)を平成2年8月に都市計画決定し、各地区の開発計画の具体化にあわせて、順次、本地区計画を変更してきました。ギャラリーロードは、本地区計画において主要な公共施設(地区幹線道路)に位置付けられており、『アート&デザインの街』の主軸として地区の骨格を成寸道路です。 今回の本地区計画の変更については、栄干若線の都市計画法上の整合を図るために行うものです。 本お、道路の構造の一般的技術的基準を定めた政令である「道路構造令」は、平成13年に改正され、凸部(ハンブ)、狭さく部等に関して、主として近隣に居住する者の利用に供する計画を認め合う日末満の道路には、車道及びこれに接続する路屑の路面に凸部(ハンブ)を設置し、又は車道に狭さく部若しくは屈曲部を設けるものとすると新たに規定されました。これを受けて平成16年に改計された「道路構造令の解説と運用(公益社団法人 日本道路協会)」において、コミュニティ道路の定義が新たに追加されるとともに、前述の道路構造令の内容がコミュニティ道路の構造として記載されています。現況のギャラリーロードは、道路無量22mの中で既に歩道と車道が物理的に分離されており、約6,200台/日の交通量(平成26年6月時点)を有していることから、コミュニティ道路の定義とは異なるため、今回の本地区計画の変更に合わせて、コミュニティ一の醸成に資する道路と表現を変更します。 本地区計画内の栄干若線の計画交通量は、約6,500台/日と推計しており、現況の台数とほぼ同等であるため、地域環境に大きな影響はないと考えています。また、前述のことから、凸部(ハンブ)、狭さく部、屈曲部を設ける道路として整備することはできません。整備形態や通光を通等の地域環境への対策については、今後、市民の皆様の御意見を伺いながら検討を追め、道路管理者や交通管理者と協議を行い、事業実施段階までに決定していくこととなります。なお、平成27年7月の要望書に対して、本市からは、「ボンエルフ道路として整備は考えていませんが、車道の幅を縮小し、その分、歩道を拡幅するなど、ゆとりある歩行者空間を形成し、コミュニティ道路としての機能をさらに充実させる方針で検討を進めております。」と回答しています。

## 都市計画案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

都市計画道路栄千若線に、自宅土地建物が計画地内に入ると横浜市より説明を受けたため、平成28年8月19日付で、市長あて要望書を提出したが、この回答に納得いかないため改めて意見提出する。

平成28年9月9日付の市の回答には、都市計画道路栄千若線は、東高島駅北地区区画整理事業の施行区域は土地区画整理組合が、その他は横浜市が整備を予定し、市内の都市計画道路の整備については、社会情勢の変化などを考慮し優先順位を決めて進めている。当該道路の整備に当たり市内の都市計画道路整備進捗及び周辺地区の街づくりの状況などを勘案し、検討を進めているとあった。区画整理施行区域外の栄千若線の整備時期が明確にならなければ、今後の生活基盤が侵されるという要望書に対する回答とは言えない。

区画整理事業区域の幹線道路を都市計画道路とすることにより、区画整理組合はその道路整備に 国土交通省からの助成金を大きく獲得すると理解している。横浜市も公有水面埋め立てにより参加 する区画整理事業としては市予算を減額する効果もあると思う。

しかしながら、過去の神奈川区内都市計画予定路線にはなく、27年制定の横浜市都心臨海部再生マスタープランにより緊急整備の必要がある都市計画道路とするなら、当方のエリアが都市計画決定されるのみで実施時期未定とされることは納得いかない。

今後都市計画道路手続を進めるならば、区画整理事業における都市計画道路整備と一体的に当方の地区の整備を実施することを明確にしたうえで、横浜市方針とすることを求める。

都市計画道路栄千若線(以下「栄千若線」という。)は、前述の上位計画を踏まえ、交通インフラを強化・拡充し回遊性を高めるとともに、誰もが安心して歩いて楽しめるまちづくり、ネットワークづくりを展開し都心臨海部の連携強化を図るため、沿道と一体的に利用可能なゆとりある歩行者空間を確保し、コミュニティーの醸成に資する道路として、今回新たに都市計画道路に追加します。

栄千若線の整備については、都市計画決定した後、他の都市計画道路と同様、周辺地区のまちづくりの状況など社会情勢の変化や、市内全体の都市計画道路の整備状況などを踏まえて優先順位を決めて事業を進めていきます。

その他

1 件